

令和3年度 資金管理計画

令和3年4月

杉並区会計管理室

令和3年度資金管理計画

杉並区資金管理方針に基づき、令和3年度資金管理計画を次のとおり定めま
す。本計画が対象とする資金は、歳計現金、歳入歳出外現金、基金とします。

1 区を取り巻く状況

令和2年度を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の拡大により社会経
済状況の混乱が生じたことから、上半期は、資金需要の高まりや金融資本市
場の不安定化に対応するため、流動性と安全性の確保に重点を置いた資金運
用を行いました。下半期になると、年度当初に比べて社会経済状況の混乱が
落ち着くとともに、必要な流動性確保に一応のめどがついたため、効率性
にも配慮した資金運用を行いました。

運用環境では、預金金利が一段と低くなり、メガバンク等大手優良金融機
関では、大口定期預金の受け入れに難色を示す傾向が強まりました。債券市
場でも低金利が続きましたが、令和2年度末にかけて、長期国債の金利が若
干上昇し、つれて債券金利全般が小幅反発しました。

令和3年度は、世界的な金融緩和や財政支出の著増から国際金融資本市場
の先行きが見通しにくい状況となっていますが、ワクチンの供給、接種が広
がり、新型コロナウイルス感染症への対応が進んでいくことから、社会経済
状況は安定化に向かうと見込まれています。

区の財政運営では、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策などで
14回もの補正予算を編成し、その財源として、財政調整基金からの60億円を
超える取り崩しなどを行いました。令和3年度は、特別区税の減収分や歳出の
増額分に充当するため、既に基金全体で130億円の取り崩しを行うことが決ま
っており、資金運用の規模は、当面、縮小する見通しです。

2 運用の基本方針

前記の状況をふまえ、令和3年度の資金管理は、昨年度下半期以降におけ
る運用の基本を継続するかたちで、安全性と流動性の確保を重視しながら、
効率性にも配慮した運用に努めます。

こうしたことから、全体の運用額に占める債券と預金の比率については、
これまで概ね5対5を基本としてきましたが、債券の比率を若干高めること
とします。

3 歳計現金等と積立基金の取扱い

(1) 歳計現金等（歳計現金、歳入歳出外現金、運用基金を含む）

- ①支払準備金は、流動性預金で保管します。
- ②余裕資金については、定期性預金や譲渡性預金で運用することとし、金利動向、資金需要、当該金融機関の経営状況等を考慮しながら預け入れ額・期間の決定を行います。

(2) 積立基金

- ①債券による運用については、資金需要に備えるため、5年満期となるラダー型ポートフォリオにより年度ごとの償還金の平準化を図ることを基本とします。その上で、金利や流動性の状況、基金管理の安定性等を考慮しつつ、5年債以外の債券購入も視野に入れていきます。
- ②預金による運用については、一金融機関あたりの預金限度枠を設け、分散運用を基本とし定期性預金や譲渡性預金で運用します。また、資金需要の時期を考慮した満期を設定し流動性を確保するとともに、金融機関の経営状況に注意を払い、金融機関が定期性預金等の受け入れに難色を示した場合には、普通預金での運用等により対応します。

4 債券及び預金の選択基準

(1) 債券の選択基準

運用商品は、公共債を中心に安全性の高い債券を対象とします。公共債以外の債券を購入する場合は、国や地方自治体が債券発行体の株式を保有しているか、若しくは、国民生活に深く関係する公共性の高い債券のうち、元本保全の観点から信用力が高く、債務履行の確実性が高いと判断される債券とします。信用力、債務履行の判断については、金融庁に信用格付業者登録をしている格付機関の格付においてA格（A-を含む）以上、同一銘柄に対する格付評価が分かれる場合は、その中で比較して最低の格付がA格（A-を含む）以上のものとします。

(2) 預金の選択基準

預金の預け入れ先となる金融機関の選択にあたっては、格付、自己資本比率、不良債権比率、株価などの指標により経営動向把握に努め、経営状況の悪化を示す兆候が見られた場合には、迅速柔軟に対応します。信用力、債務履行の判断にあたっては債券と同様の信用格付とします。

以上